

静岡県立農林環境専門職大学等公的研究費不正使用防止計画

令和2年4月1日

1 目的

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）において、公的研究費の適正な使用を徹底するため、「静岡県立農林環境専門職大学等における競争的資金等の管理・監査に関する要領（以下、「要領」という。）に基づき、不正防止計画を策定し、実施する。

2 運営管理体制

（1）最高管理責任者：学長

本学全体を統括し、公的研究費の管理及び運営について、不正防止計画の進捗管理を行い最終責任を負う。

（2）統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理及び運営について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

（3）コンプライアンス推進責任者：事務局長、学部長、学科長

所管する学部、学科等の公的研究費の管理及び運営について、統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

（4）不正防止計画推進部署：教務課

ア 公的研究費の不正防止計画の推進に関する部署を教務課とする。

イ 教務課は、不正を発生させる要因を体系的に整理するとともに、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

ウ 教務課内に防止計画推進者を置くものとする。

3 不正防止計画

（1）機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
・不正防止についての運営や管理体制が不明確	・要領に基づく運営・管理体制を明確にし、教授会や委員会等の場において隨時、確認するとともに、公的研究費に関する教職員からは誓約書の提出を求める。

（2）適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
・公的研究費の使用ルールの理解不足	・関係する教職員等に対してはF D・S D研修会等を通じてルールの周知徹底を行い、適正な運用を図る。
・コンプライアンスに対する関係教職員に意識の低下	・公的研究費に係る規程、取扱方針、要領の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス意識の向上を目的とした意見交換

	会や研修会等を実施して理解を図るとともに、e-ラーニング等により定着度を確認する。
--	---

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
・不正を発生させる要因がどこに由来するか等の把握・整理が不十分	・教務課は不正防止計画を作成し、不正防止に係る具体的な方策を明確にする。 ・不正防止計画に基づき、予算の執行状況を常に把握し、必要に応じて研究代表者等を指導する。

(4) 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
・年度末に予算執行が集中する等、執行の特定時期への偏りや計画性の無い執行	・コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を把握し、必要に応じて研究代表者等を指導する等、適正な執行に努める。 ・教務課は、予算の執行状況を把握するとともに、研究代表者等やコンプライアンス推進責任者と情報を共有する。
・研究遂行に必要がないと思われる物品の購入	・コンプライアンス推進責任者及び教務課は、物品購入の目的や必要性を確認する。 ・教務課は、納品時に疑義が生じた物品について、研究代表者等に購入目的や使用等について確認を行う。
・換金性の高い物品の購入	・換金性の高い物品（パソコン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ及び録画機器等）は公的研究費で購入したことを明示し、保管場所を定め、適切に管理する。
・研究遂行に必要がないと思われる出張	・コンプライアンス推進責任者は、出張の目的、内容及び必要性を確認する。 ・教務課は起目的、出張場所、宿泊の必要性の有無など、起案内容を確認する。
・データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分	・特殊な役務について、発注者、検収者のほか、当該役務に関する知識を有する者を立ち合わせて確認を行う。
・有形の成果物がある場合の確認が不十分	・有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じて当該成果物に関する知識を有する者が確認を行う。

(5) 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
・告発等窓口がわかりにくく通報の遅延や不正の潜在化が発生	・告発等窓口を明確にし、ホームページ等で内外に周知を図る。
・要領や処務規程等、使用ルールに関する理解不足	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象とした公的研究費の使用ルールに関する説明を行う。 ・公的研究費の使用ルールをまとめた手引を作成する。 ・コンプライアンス研修等を実施して、関係教職員に業者との関わり方を確認する。 ・会議等を通じて、隨時コンプライアンスに関する意識啓発のための指導を行う。

(6) モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
・不正使用防止を目的とした検証やモニタリングが不十分	・教務課において、適宜、不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。
・内部監査やモニタリングの不備	<ul style="list-style-type: none"> ・監査担当者は、内部監査を定期的、臨時的に行い、実態把握に努める。 ・内部監査においては、研究代表者等へのヒアリング等を行う。 ・必要に応じて、抜き打ち検査や納品後の物品の現物確認などの監査を実施する。
・新たなリスクの発生など、現行の管理・運営体制及び不正防止計画の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画推進部署（教務課）は、研究推進委員会等の助言等を得て、不正を発生させる要因を体系的に整理するとともに、必要に応じてその要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。 ・監査責任者は、本学における公的研究費の運営・管理体制について検証を行う。
・国等の制度変更による要領や不正防止計画等の不備	・不正防止計画推進部署（教務課）は、国等の動向や情報の収集に努め、必要な対応を行う。